

○内閣府令第一号
文部科学省

地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律
施行令（平成三十年政令第百七十七号）第五条第四号の規定に基づき、特定地域内学部収容定員の抑
制等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和五年六月九日

内閣総理大臣 岸田 文雄

文部科学大臣 永岡 桂子

特定地域内学部収容定員の抑制等に関する命令の一部を改正する命令

特定地域内学部収容定員の抑制等に関する命令（平成三十年内閣府令第一号）の一部を次のよ
うに改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる
規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重
傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる
対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていない
ものは、これを加える。

(年次別収容定員の算定方法)

第二条 令第二条に規定する年次別収容定員は、修業年限における年次に区分した入学定員（大学が編入学定員を設けている場合における編入学定員を設けている年次以上の年次にあつては、入学定員と編入学定員の合計数。第八条第二項第四号及び第五号ロにおいて同じ。）に相当する数とする。

（就業者である学生に限定して特定地域内学部収容定員を増加させる場合等）

第八条 「略」

2 令第五条第四号の内閣府令・文部科学省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一・二 「略」

三 修業年限の後半を含む当該修業年限の二分の一以上の期間において、学生が東京圏（東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県）の区域をいう。第五号ハにおいて同じ。）以外の区域に所在する校舎で継続的に授業を受けることが確保され、かつ、当該期間を通じて当該校舎でのみ行われる必修科目又は選択科目（大学の定めるところにより、卒業の要件として学生が修得すべきものに限る。）が配当されているものに限定して特定地域内学部収容定員を増加させる場合

四 「略」

五 大学の学部（短期大学の学科を除く。以下この号において同じ。）の学科を設置し、又は収容定員を増加させることに伴い、必要な限度において特定地域内学部収容定員を増加させる場合であつ

(年次別収容定員の算定方法)

第二条 令第二条に規定する年次別収容定員は、修業年限における年次に区分した入学定員（大学が編入学定員を設けている場合における編入学定員を設けている年次以上の年次にあつては、入学定員と編入学定員の合計数。第八条第二項第四号において同じ。）に相当する数とする。

（就業者である学生に限定して特定地域内学部収容定員を増加させる場合等）

第八条 「同上」

2 令第五条第四号の内閣府令・文部科学省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一・二 「同上」

三 修業年限の後半を含む当該修業年限の二分の一以上の期間において、学生が東京圏（東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県）の存する区域をいう。以外に区域に所在する校舎で継続的に授業を受けることが確保され、かつ、当該期間を通じて当該校舎でのみ行われる必修科目又は選択科目（大学の定めるところにより、卒業の要件として学生が修得すべきものに限る。）が配当されているものに限定して特定地域内学部収容定員を増加させる場合

四 「同上」

「号を加える。」

て、次のいずれにも該当するものとして有識者の意見を聴いて文部科学大臣が認める場合

イ 特定地域内学部収容定員を増加させる大学の学部の学科が、次のいずれにも該当するものであること。

(1) デジタル社会形成基本法（令和三年法律第三十五号）第二十条の五の五のイの二に規定するものであること。

(2) 理学又は工学に関するものであること。

ロ 次のいずれかに該当するものであること。

(1) 特定地域内学部収容定員を増加させる日の翌日から当該学科における修業年限に相当する年数に三年を加えた期間（②において「特定期間」という。）を経過する日までに、特定地域内に設置している学部等の入学定員を、増加させる特定地域内学部収容定員の数を当該修業年限に相当する年数で除して得た数以上の数減少させることその他これに準ずる方法により特定地域内学部等収容定員を減少させることと併せて、当該減少に係る学部等を置く大学等の設置者が当該減少させる特定地域内学部等収容定員の数を超えない範囲（令第四条第二項各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める数を超えない範囲。②において同じ。）内で特定地域内学部収容定員を増加させること。

(2) 特定地域内学部等収容定員を減少させる大学等の設置者との協議に基づき、特定期間を経過する日までに、①に規定する方法により当該特定地域内学部等収容定員の減少と併せて、当該大学等の設置者とは異なる大学の設置者又は大学を設置しようとする者が当該減少させる特定地域内学部等収容定員の数を超えない範囲内で特定地域内学部収容定員を増加させること。

ハ 特定地域内学部収容定員を増加させる大学の学部の学科におい

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	<p>3 六 「略」</p> <p>て、東京圏以外の区域内に存する地方公共団体その他の法人と連携して当該学科の学生に就業体験その他の当該区域内における活動に参加する機会を提供するとともに、当該大学が他の大学（設置する法人の主たる事務所が当該区域内に所在するものに限る。）との連携等を通じ当該区域内におけるデジタル社会形成基 本法第二十五条の人材の育成に資する取組を行うことにより、特定地域以外の地域における若者の著しい減少を助長するおそれを解消するための取組を併せて行うものであること。</p>
	<p>3 五 「同上」</p>

別記様式第三号を次のように改める。

法第13条第3号 説明書

特定地域内学部 収容定員を 増加させる 学部等	大学等の名称						
	学部等の名称	修業 年限	入学定員 (編入学定員)	増加前の特定地 域内学部収容定 員(収容定員)	増加させる特 定地域内学部 収容定員(収容 定員)	増加後の特定 地域内学部収 容定員(収容 定員)	校舎の所在地
	〇〇学部 〇〇学科	年	人(人) 人(人)	人(人) 人(人)	人(人) 人(人)	人(人) 人(人)	
	増加させる事由						
	予定時期						

特定地域内学部収容定員の抑制等に関する命令(以下「命令」という。)第8条第2項第5号の規定の適用を受けようとする場合は以下も記入すること。

特定地域 内学部 収容定員 を増加 させる 学部等	育成する人材像	
	学位の分野	
	特定地域内学部 等収容定員を減 少させる時期 ・人数	年度 人
	東京圏以外の区 域内における活 動機会の内容	(連携先(地方公共団体や企業など), 連携先の所在する道府県) (活動内容の概要)
東京圏以外の区 域内における人 材育成に資する 取組内容	(取組を実施する道府県) (連携する大学その他の取組内容の概要)	
命令第8 条第2項 第5号ロ (2)の規 定の適用 を受けよ うとする 場合のみ	合併・統廃合等, 共同教育課程の 別	<input type="checkbox"/> 合併・統廃合等 <input type="checkbox"/> 共同教育課程
	協議の内容	

附 則

この命令は、公布の日から施行する。